

# 議 事 録

第 18 期名護市農業委員会  
第 26 回 総 会

令和 7 年 10 月 29 日 (水)

名護市農業委員会 第26回総会

開催日時 令和7年10月29日(水) 午前10時00分～12時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	野原 朝行	○	2番	比嘉 清隆	欠	3番	川上 達也	○
4番	岸本 信子	○	5番	山城 秀樹	欠	6番	仲村 正司	◎
7番	前川 太輝	◎	8番	伊波 實	○	9番	宮城 政喜	欠
10番	玉城 康成	欠	11番	比嘉 政昭	○	12番	川野 圭輔	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	大城 昭夫	○	14番	清水 一郎	○	15番	比嘉 海斗	欠
16番	呉屋 信竹	○	17番	金城 秀安	○	18番	林 昌平	○
19番	宮城 直人	○	20番	上間 光成	○	21番	古我知 直人	○
22番	玉城 司	○	23番	上地 一宏	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案 第158号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第159号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について  
 第160号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第161号 非農地証明願について  
 第162号 農用地利用促進計画案に係る意見について  
 報告 農地法第5条許可申請取り下げ願いについて

(開会)

局長 おはようございます。ただいまより第 26 回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、12 名中 8 名で定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。議事録署名人は 6 番委員、7 番委員お願いいたします。

本日の議案は 5 件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。最近肌寒くなっていますので体調には十分気を付けてください。これより第 18 期第 26 回名護市農業委員会総会を始めさせていただきます。

(議案第 158 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 158 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 屋部の 3 筆で地域計画外。農振地域内、地目は畑と田、合計面積 1,564 m<sup>2</sup>。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は 192 日。予定作物はじゃがいも、ほうれん草、小松菜、冬瓜となっております。

申請人は、農地の道向かいにて保育園を運営する社会福祉法人です。農地取得は、保育園での園児たちへの収穫体験等を通じた食育を目的として利用するためです。

申請人は農地所有適格法人ではありませんが、農地の権利移動の不許可の例外について規定した農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハにおいて、「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」との規定があり、農地法施行規則第 16 条第 1 項において「農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする」と規定されています。申請人および取得目的はこれらに該当します。

また、同法人は過去の総会において、近隣の農地を解除条件付きで借りることの許可を受けており、その農地も適切に管理されています。

ただ、今回の申請農地について、一部砂利敷きされている所があり申請者へ聞き取りしたところ、過去に草木が繁茂しハブ等の住処となっており、保育園児たちのハブ咬傷の危険があったことから地主へ対応するよう依頼したのでその対応結果であるとのことでした。これは農地法に基づく許可を得ずに転

用を行っている点で農地法違反なので、取得後は農地として利用できるよう復元し管理するように伝えています。

整理番号 2 番 我部祖河の 1 筆で地域計画内の今後検討。農振地域内、地目は畑、面積 1,593 m<sup>2</sup>。新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日、妻 150 日。予定作物は野菜となっております。

整理番号 3 番 安和の 1 筆で地域計画外。農振地域外、地目は畑、面積 652 m<sup>2</sup>、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 152 日、妻 120 日、子 50 日。予定作物はバナナとなっております。

整理番号 4 番 安和の 1 筆で地域計画外。農振地域外、地目は畑、面積 636 m<sup>2</sup>、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 156 日、妻 120 日。予定作物はバナナとなっております。

整理番号 5 番 山入端の 1 筆で地域計画外。農振地域内、地目は畑、面積 209 m<sup>2</sup>、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日、妻 60 日。予定作物はシークワサーとなっております。3 条の説明は以上となります。

議長 議案第 158 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 1 番に関してですが、違反状態から原状回復して農地として使用するかと思いますが、農業委員会としては、原状回復したかなどの確認等は行いますか。

事務局 はい。指導も行い、原状回復後の確認も行います。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第 158 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 159 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 159 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 159 号について 3 件ございますが、同時申請になりますので議案第 160 号の中で説明いたします。

(議案第 160 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について)

議長 議案第 160 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号 1 番 為又の 3 筆、地目は田、合計面積 563 m<sup>2</sup>。所有権移転で転用目的は駐車場及び資材ヤード。農地区分は第 2 種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 2 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 364 m<sup>2</sup>。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第 2 種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 3 番 振慶名の 3 筆、地目は田、合計面積 3,415.68 m<sup>2</sup>。所有権移転で転用目的は建売住宅。農地区分は第 2 種農地で一団農地は 0.6ha となっております。

整理番号 4 番 屋部の 1 筆、地目は畑、面積 409 m<sup>2</sup>。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第 2 種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 5 番 屋部の 2 筆、地目は畑、合計面積 234 m<sup>2</sup>。所有権移転で転用目的は取水場。農地区分は第 2 種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 6 番 東江の 1 筆、地目は畑、面積 201 m<sup>2</sup>。賃借権で転用目的は駐車場及び看板。農地区分は第 3 種農地で用途地域となっております。

整理番号 7 番 大北の 3 筆、地目は田、合計面積 1746 m<sup>2</sup>。所有権移転で転用目的は共同住宅。農地区分は第 3 種農地で用途地域となっております。5 条の説明は以上となります。

議長 議案第 160 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。ないようなので議案第 160 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、および議案第 159 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 161 号 非農地証明願について)

議長 議案第 161 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 161 号非農地証明願について 4 件の申請がございます。担当より説明いたします。

事務局 整理番号 1 番 源河の 1 筆、地目は畑、面積 211 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、約 20 年以上前より農地としての利用はない。また袋地となっており、今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 2 番 宇茂佐の 2 筆、地目は田、合計面積 372 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、約 40 年以上前より農地としての利用はなく原野化となっている。今後も農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 久志の 1 筆、地目は畑、面積 26 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、隣接地の住宅として利用されていたが、確定測量を行ったところ建物が越境していた。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 4 番 辺野古の 1 筆、地目は田、面積 847 m<sup>2</sup>。非農地の事由「当該申請地は、沖縄県復帰前よりダム用地として使用されてきた。今後も農地としての有効活用は困難である。」とのことです。4 件とも現地調査及び三役会議で非農地証明相当ではないかとの意見でした。非農地の説明は以上となります。

議長 議案第 161 号非農地証明願について質疑はございませんか。

委員 非農地の事由はテンプレート的なものがあるのですか。これは事務局が指示とかしているのですか。

事務局 指示しているわけではありませんが、申請の記載例を参考として提供しておりそれに沿った記載をされている方が多いためです。

議長 他にございませんか。質疑がないようですので、議案第 161 号非農地証明願についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 162 号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 議案第 162 号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

農地係 整理番号 1 番 饒平名の 3 筆、地域計画内、合計面積 4,025 m<sup>2</sup>。利用期間は 1 年で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 2 番 饒平名の 3 筆、地域計画内、合計面積 4,025 m<sup>2</sup>。利用期間は 10 年 3 ヶ月で予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 3 番 我部祖河の 1 筆、地域計画内、面積 5,275 m<sup>2</sup>。利用期間は 10 年で予定作物はコーヒー・バナナとなっております。

整理番号 4 番 振慶名の 2 筆、地域計画内、合計面積 3,020 m<sup>2</sup>。利用期間は 9 年 4 ヶ月で予定作物はマンゴーとなっております。説明は以上になります。

議長 議案第 162 号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 162 号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

報告 農地法第5条許可申請取り下げ願いについて

議長 農地法第5条許可申請取り下げ願いについての報告を事務局よりお願い  
します。

事務局 農地法第5条許可申請取り下げ願いについて1件報告がございます。  
呉我の1筆、8月の総会で宿泊施設として総会で可決されましたが、申請  
地の地盤が緩く、建設が困難ということで融資決定が取消しとなったた  
め、取下げとなります。報告は以上です。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。  
これもちまして、第26回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会 議長(会長) 野原朝行

署名委員(仲村 正司) 仲村正司

署名委員(前川 太輝) 前川太輝